

横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金交付要綱

制 定 令和4年4月1日ここ施第1292号（副市長決裁）

最近改正 令和5年3月31日ここ施第1354号（局長決済）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の保育所等の老朽化した設備等の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、児童の福祉の向上を図ること及び子どもが健やかに育成される環境を確保するとともに、待機児童対策に資することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等とは、以下の施設をいう。

ア 認可保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づく保育所をいう。）

イ 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく幼保連携型認定こども園をいう。）

(2) 設備等とは、次に掲げるような保育所等の運営上、必要な設備等をいう。

ア 給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備 等

イ 外壁、屋上 等

（補助対象者）

第3条 この要綱における補助の対象者は、横浜市内で保育所等を現に運営する者のうち、当該事業実施後、施設の予防保全に取り組むことができる者とする。

（補助対象者の責務）

第4条 補助金を交付の目的に従って、公正かつ効率的に使用するよう努めるとともに、施設の管理者として、次の各号に定める項目を遵守するよう努めなければならない。

(1) 再生可能エネルギーの活用や省エネ機器の導入等、環境に配慮した施設計画とすること。

(2) 当該事業による改修以降、施設の改修等に備えた積み立てを実施すること。

（補助対象施設及び事業）

第5条 補助の対象となる保育所等は、次の各号に該当する施設とする。

(1) 原則、事業申請日の直前4月1日時点において、1歳児の定員が埋まっていること。

(2) 当該補助金申請時点において、保育所等として開所後10年以上経過した施設であること。ただし、幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園についてはこの限りではない。

(3) 1歳児の定員を増加すること。

2 補助の対象となる事業は、第3条に定める補助対象者が行う次の各号に定める事業とする。

(1) 一定年数（概ね10年間）を経過して改修が必要となった設備等に係る改修

(2) 前号で掲げる改修と同時期に行う既存施設の定員の拡大を図るための改修工事又は物品購入

3 補助対象となる設備等は、次の各号に該当しなければならない。

(1) 一定年数（概ね10年）を経過して改修が必要であること。

(2) 補助対象施設整備時に当該施設を運営する法人が整備した設備や保育事業の譲渡等により財産を取得した設備など、補助対象者が所有又は管理する設備等であること。

(3) その他関係法令に適合するものであること。

（補助対象経費）

第6条 この要綱において補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる事

業の実施に必要な経費で、別表1に定めるものとし、次に掲げる費用は含まないものとする。

- (1) 調査又は点検に要する費用
 - (2) 測量又は設計に要する費用
 - (3) 既存建物（集合住宅の場合の区分所有権を含む。）の買収に係る費用
 - (4) 土地の買収又は整地に要する費用
 - (5) 国庫補助の事前協議において、相当と認められない費用
 - (6) その他整備として相当と認められない費用
- 2 第1項の規定にかかわらず、補助対象経費の実支出額が500万円未満の場合にあつては補助の対象としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、他の公的助成金及び公的融資を受ける場合にあつては補助の対象としない。ただし第11条で規定する補助金を除く。

（事業計画書等の提出）

第7条 補助金の交付を受けて設備等の改修をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定した期日までに、市長が指定する様式により事業計画書等を提出するものとする。

（補助の内示）

第8条 市長は、事業計画書等を受理したときは、審査の上、補助の適否を決定し、別に定める様式により申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

- 第9条 前条の規定による補助の内示を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に定める記載事項については、同条第2項第1号に規定する事業計画書に記載するものとする。
 - 3 補助金規則第5条第2項第3号及び第4号に規定する書類は、同項第1号に規定する事業計画書とする。
 - 4 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

（補助金の算定）

- 第10条 補助金の額は、第6条に規定する補助対象経費の実支出額に4分の3を乗じた額と第2項に規定する補助基準額に補助率を乗じた額とを比較し低い方の額とする。
- 2 設備等の改修に要する費用の補助基準額及び補助率を別表2に定めるものとし、待機児童解消のための補助基準額及び補助率を別表3に定めるものとする。

（本市以外の補助金の取扱い）

第11条 本市の当該補助金と他の補助金（日本自転車振興会補助金等で市長が国庫補助金に準ずると認める補助金をいう。）を併せて受ける場合は、前条に基づき算定した補助金の交付額から他の補助金の交付額を差し引いた額を、本市の当該補助金の交付額とするものとする。

（端数処理）

第12条 前2条の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付の決定）

第13条 市長は補助金の交付申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定の上、横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）又は横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第14条 補助金規則第7条第1項第1号又は第2号の市長の承認を受けようとする者は、市長に対し、横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金に係る変更等申請書（第4号様式）及び市長が必

要と認める書類を提出しなければならない。

- 2 市長は、第1項による申請を承認することを決定したときは、補助事業者に対し、横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金に係る変更等決定通知書（第5号様式）を交付する。

（申請の取下げ）

- 第15条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、補助事業者等が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

（実績報告）

- 第16条 補助金交付決定を受けた者は、工事しゅん工後、速やかに実地検査を受けるとともに、横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金事業実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。
- 2 実績報告書の提出にあたり、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第14条第1項第2号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。ただし、省略する場合にあっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、第25条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び第5号に規定する書類とする。
- 4 補助金規則第14条第5項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

（補助金額の確定通知）

- 第17条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（補助金交付の請求）

- 第18条 前条の規定により補助金の交付決定額の通知を受けた者は、速やかに、請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（届出及び調査）

- 第19条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 工事に着手したとき。
 - (2) 工事を完了したとき。
- 2 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者に対し、必要に応じてその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告書若しくは資料の提出を求めることができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第20条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金再確定通知書（第10号様式）に基づき、当該仕入控除税額を市に納付すること。

（補助金の返還等）

- 第21条 市長は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 施設・事業所において、布教又は宗教行事などの活動を行ったとき。
- (4) 施設・事業所において、政治的活動を行ったとき。
- (5) 暴力団経営支配法人等であるとき。
- (6) 財産処分において、返納条件を付して承認を受けた場合で条件に従わなかったとき。
- (7) 当該事業による改修以降 10 年以内に当該補助対象施設を廃止したとき。(保育事業を譲渡する場合を除く。)
- (8) その他この要綱に違反したとき。

(警察本部への照会)

第 22 条 市長は、必要に応じ申請者又は第 13 条の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(入札又は見積書の徴収)

第 23 条 本要綱の対象となる補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行うときは、補助金規則第 24 条第 2 号の規定により、民間児童福祉施設建設費等整備に係る契約指導要綱に定める方法により行わなければならない。

(財産処分の制限)

第 24 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業等により取得し、又は効用の増加した機械器具その他の財産であって価格が単価 30 万円以上のものについては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「処分制限期間」という。）に定めるとおとする。

(情報公開及び補助事業者等の所有する関係書類の保存期間)

第 25 条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前項の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

(委任)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表1（第6条第1項）

対象経費	内 容
工事費	既存施設の改修に必要な工事請負費
工事事務費	工事施工に直接必要な監理費（補助対象工事費の2.6%に相当する額を限度とする。）
物品購入費	既存施設の改修に必要と認められる購入費（改修工事が発生する場合のみ対象とする。）

別表2（第10条第2項）【設備等の改修に要する費用の基準額】

項目	基準額	補助率
改修工事（基本額）	1,500万円	3／4

別表3（第10条第2項）【待機児童解消のための基準額】

	項目	基準額	補助率
(1)	1,2歳児の定員を増加する又は一時保育（低年齢児）の受入れを増加するために間仕切り改修等の内装改修を実施した場合	132万円	3／4
(2)	次のいずれかに該当する場合 ア 3～5歳児定員において現に発生している定員割れの総数が3人以上おり、これを3人以上縮減し、1,2歳児定員を増加する場合 イ 1,2歳児定員増のための物品等（その他市長が適当と認めるものを含む）を購入した場合	1,2歳児定員の増加人数×25万円	4／4

※ (1)と(2)の併用は不可。

（申請先）

横 浜 市 長

所 在 地

申 請 者 法 人 名

代 表 者 職 氏 名

〇〇年度横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金交付申請書

横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金交付要綱に基づき、次のとおり横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

また、補助事業等の実施にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金交付要綱を順守します。

1 交付申請額
¥ . —

2 施設の種類

3 施設の名称

4 添付書類
一覧表のとおり

添付書類一覧表（交付申請書）

各添付書類は、書類番号と書類名を付し、電子データにより提出をしてください。
提出状況欄にレ点を記入してください。

添付書類	提出状況
(1) 事業計画書	<input type="checkbox"/> あり
(2) ア 現況の図面（配置図、平面図等に対象工事部分を示すこと） イ 工事後の図面（配置図、平面図等に対象工事部分を示すこと）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(3) 現況写真（対象工事部分の状況が分かるもの）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(4) 各室面積表	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(5) 工事仕様書（対象工事の内容が分かるもの）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(6) 事業費の根拠資料	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(7) 工事工程表	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(8) 確認済証（建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項）及び確認申請書（第一面から第六面まで）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(9) 財産目録及び貸借対照表	<input type="checkbox"/> あり
(10) 借入金償還計画（年間の返済額とその財源が分かるもの） ※借入金がある場合に限る。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(11) 寄附申込書及び寄附申込者の収入を証明できるもの ※寄附金がある場合に限る。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(12) 建物の権利関係が分かる書類（ア、イのいずれか） ア 建物が賃貸借物件の場合：建物の全部事項証明書及び建物の賃貸借契約書 イ 建物が自己所有の場合：建物の全部事項証明書	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり
(13) 補助対象とする物品購入費の積算根拠資料（補助対象の場合に限る）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(14) 法人の履歴事項全部証明書 ※法務局発行原本	<input type="checkbox"/> あり
(15) 定員の増加の場合 確認変更申請・認可確認変更届	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(16) 合計定員数が増減しない場合 定員の内訳変更 認可確認変更届	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(17) その他関係書類（ ）	<input type="checkbox"/> あり

事業計画書

施設の種類	0						
施設の所在地	横浜市						
開所年月日		年		月		日	
事業内容	設備等改修		待機児童	内装改修			
				3～5歳見定員縮減			
				物品購入			

1 定員 ※ 申請年度における状況を記載してください。

(1) 現在の状況(4月1日時点)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員数(人)							0
入所者数(人)							0

支給認定こども	1号	2号	3号	合計
定員内訳(人)				0

(2) 整備後の状況(翌年4月1日)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員数(人)							0
増減(②-①)	0	0	0	0	0	0	0

支給認定こども	1号	2号	3号	合計
定員内訳				0
増減(②-①)	0	0	0	0

(3) 過去3か年の入所状況

【令和〇年度】(4月1日時点)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員数(人)	0	0	0	0	0	0	0
入所者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
1,2歳児入所率	-	-	-	-	-	-	-

【令和〇年度】(4月1日時点)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員数(A)							0
入所者数							0
1,2歳児入所率	-	-	-	-	-	-	-

【令和〇年度】(4月1日時点)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員数(A)							0
入所者数							0
1,2歳児入所率	-	-	-	-	-	-	-

2 事業の申し込みの背景・目的

3 建物・設備の概要

(1) 現在の土地の状況

敷地面積	0.00㎡
所有・賃借の別	

(2) 現在の建物の状況

構造		竣工年月日	0年	0月	0日
園庭面積	0.00㎡		(築後	年経過)	
所有・賃借の別		施設整備時における 国庫補助の活用状況	国・県・市の補助金の有無		
			補助年度	0年	
			補助金額	0円	

(3) 改修対象設備等の状況

対象設備名	設置年 ↓選択 ↓数字を入力	経過年数 ※自動計算	耐用年数 ※市確認欄	対象設備の使用状況・保育等への影響等

対象設備名は、出来る限り具体的に記載してください。

(4) 補助事業のスケジュール

契約予定年月日	年 月 日
着工予定年月日	年 月 日
完成予定年月日	年 月 日

(5) アスベスト対策 ※改修する範囲のみ

ア アスベストの使用について

使用している	
使用していない	

→

必要な手続きの確認	
関係法令	

イ 調査年月日

調査年月日	年 月 日
-------	-------

ウ 工事着工前の必要手続きの予定(アで「使用している」に○をした場合のみ回答)

特定粉じん排出等作業届出の提出	年 月 日
工事着手にかかる事前届出の実施	年 月 日

エ 工事の際の職員・園児の安全性確保の方法(アで「使用している」に○をした場合のみ回答)

4 事業費内訳

項目		金額	備考
設備 改修	老朽設備等の工事費	0円	
		0円	
		0円	
		0円	
保育室 改修	間仕切り等の工事費	0円	
		0円	
		0円	
		0円	
その他	物品購入	0円	
	設計費	0円	
	工事管理費	0円	
		0円	
合計(A)		0円	

5 財源内訳

区分		金額	備考
横浜市民間保育所等中規模改修補助金(B)		0円	別添「概算事業費・補助金算出表」
自己資金		0円	
寄付金(C)		0円	
借入金(D)		0円	
その他		0円	
		0円	
		0円	
		0円	
合計(A)		0円	

6 寄付金内訳

寄付者氏名	年齢	法人との関係	金額	備考
			0円	
			0円	
			0円	
合計(A)			0円	

- ・法人との関係は、理事長・理事・監事・評議員等を記入してください。
- ・寄付者ごとに必要な資料(別添「事業計画書に必要な書類一覧」を参照)を添付してください。

7 借入金内訳

借入先	金額	利息	計	償還年限	年間償還金額
			0円		
			0円		
			0円		
合計	0千円	←(D)	0円	←(E)	

8 借入金の償還財源

寄付者氏名	年齢	法人との関係	金額	前年の課税所得(個人の場合)
法人預金等(※)				
			0円	
寄付金	甲		0円	
	甲		0円	
	甲		0円	
合計			0円	
丙			円	
丙			円	
丙			円	

- ・借入金償還計画表(記入例は別紙)を添付してください。
- ・寄付者ごとに必要な資料(「添付資料一覧」参照)を添付してください。
- ・個人からの寄付による場合は、年間の寄付額を課税所得の1/4以下としてください。
- ・丙は連帯保証人です。
- ・(※)保育所委託費から支出し償還する場合には、保育・教育運営課との協議が必要です。

各室面積表

(1) 保育室等の部屋数及び面積

区分	部屋数	改修前			改修後		
		壁芯面積	内法面積	有効面積	壁芯面積	内法面積	有効面積
0歳児室							
1歳児室							
乳児計	0	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
2歳児室							
3歳児室							
4歳児室							
5歳児室							
遊戯室							
幼児計	0	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
小計	0	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
一時保育室			—	—		—	—
調理室			—	—		—	—
調乳室			—	—		—	—
事務室			—	—		—	—
医務室			—	—		—	—
子育て支援スペース			—	—		—	—
便所			—	—		—	—
保育士休憩室等			—	—		—	—
その他			—	—		—	—
小計	0	0.00㎡	—	—	0.00㎡	—	—
合計	0	0.00㎡	—	—	0.00㎡	—	—
敷地面積							
建築面積							

(注)壁芯面積・内法面積・有効面積は、小数点第3以下を切り捨てで処理してください。

有効面積とは、内法面積から造り付け・固定造作物、ピアノを除いた面積です。

様

横浜市 長

印

〇〇年度横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金については、横浜市補助金等の交付に関する規則及び横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金交付要綱に基づき、次の条件を付して交付します。

なお、交付する補助金額については、実績報告書の提出後に補助金額確定通知書をもって確定します。

1 交付予定金額及び交付時期

¥ . ー 検査完了後・事業実績報告書提出後

2 施設・事業所の種類

3 施設・事業所の名称

4 交付条件

- (1) この補助金は、申請書に記載された施設・事業所整備事業のために使用し、他の事業に流用しないこと。
- (2) この通知による交付予定金額は、申請書に基づく見込額であり、補助事業完了後の事業実績報告に基づいて交付金額は確定するものであること。事業額が減額した場合には交付金額は減額されるものであり、事業額が増額となった場合には交付金額は変更されないものであること。
- (3) 工事施工業者の決定に当たっては、本市の定める規程に基づいて入札を執行するとともに、工事契約締結後、速やかに、契約決定内容を報告すること。
- (4) 備品購入費を補助金の対象とする場合は、購入業者の決定に当たっては、本市の定める規程に基づき入札等を執行するとともに、契約締結後、速やかに契約決定内容を報告すること。必要な手続を行わなかった場合は、補助金の対象とならない場合があるので、不明な点はあらかじめ確認すること。
- (5) 補助事業完了後、速やかに、事業実績報告書を提出すること。
- (6) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

(事務担当)

様

横浜市長

印

〇〇年度横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金については、横浜市補助金等の交付に関する規則及び横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金交付要綱に基づき、不交付とすることを決定したので、通知します。

1 施設・事業所の種類

2 施設・事業所の名称

3 不交付決定事由

- ・事業計画書等に虚偽や不正があったため。
- ・交付決定に影響を与えるような不誠実な行為があったため。
- ・補助事業の内示又はこれに付した諸条件に違反したため。
- ・その他市長が不交付の決定に相当する事実があると認められるため。

4 不服申し立て等

この処分に不服がある場合には、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過すると原則として審査請求をすることができなくなります。

この処分の取り消しを求める訴えは、処分の通知を受けた翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起しなければなりません。なお、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると原則として訴えを提起できなくなります。ただし、審査請求をした場合は、審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日又は審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算します。

※3の不交付決定事由については、該当するものを記載すること。

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

所 在 地

申 請 者 法 人 名

代 表 者 職 氏 名

〇〇年度横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金に係る
変更等申請書

補助事業の内容等について、次のとおり（変更 中止 廃止）したいので、申請します。

- 1 施設・事業所の種類
- 2 施設・事業所の名称
- 3 変更等の内容
- 4 変更等の理由

様

横浜市 長

〇〇年度横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金に係る
変更等決定通知書

年 月 日に申請のありました（変更 中止 廃止）申請について、次のとおり決定
しましたので通知します。

- 1 施設・事業所等の概要
種類：
名称：

- 2 決定の内容

（事務担当）

（報告先）

横 浜 市 長

所 在 地

報告者 法 人 名

代表者職氏名

〇〇年度横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金事業実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

添付書類

一覧表のとおり

1 補助金額

¥

. —

2 施設・事業所の種類

3 施設・事業所の名称

4 添付書類

一覧表のとおり

添付書類一覧表（実績報告書）

各添付書類は、書類番号と書類名を付し、電子データにより提出をしてください。
提出状況欄にレ点を記入してください。

添付書類	提出状況
(1) 事業実績報告書	<input type="checkbox"/> あり
(2) ア 工事前の図面（配置図、平面図等に対象工事部分を示すこと） イ 工事後の図面（配置図、平面図等に対象工事部分を示すこと）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(3) 各室面積表	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(4) 工事施工中・完了後の写真	<input type="checkbox"/> あり
(5) 工事仕様書（対象工事の内容が分かるもの）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(6) 工事請負契約書の写し、工事費内訳書（種目別・科目別・中科目別）	<input type="checkbox"/> あり
(7) 設計・工事監理委託契約書等の写し	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(8) 設計変更関係書類（変更設計図書・請書）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(9) 工事費・工事監理費（補助対象の場合に限る。）の支出済を証する書類	<input type="checkbox"/> あり
(10) 購入した物品一覧表及び支出済を証する書類（補助対象の備品に限る。）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(11) 補助対象の工事請負及び物品購入の入札又は見積書の徴収の結果が分かる書類	<input type="checkbox"/> あり
(12) その他市長が必要と認める書類（ ）	<input type="checkbox"/> あり

※支出済を証する書類について要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき提出を省略する場合は、その旨を記載した書類を添付すること。省略する場合であっても、当該経費の支払後、速やかに支出済を証する書類を提出すること

事業実績報告書

施設の名称	0						
施設の種別							
施設の所在地	横浜市						
開所年月日		年		月		日	
事業内容	設備等改修		待機児童	内装改修			
				3～5歳児定員縮減			
				物品購入			

1 定員 ※ 申請年度における状況を記載してください。

(1) 現在の状況(4月1日時点)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員数(人)							0
入所者数(人)							0

支給認定こども	1号	2号	3号	合計
定員内訳(人)				0

(2) 整備後の状況(翌年4月1日)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員数(人)							0
増減(②-①)	0	0	0	0	0	0	0

支給認定こども	1号	2号	3号	合計
定員内訳				0
増減(②-①)	0	0	0	0

(3) 過去3か年の入所状況

【令和〇年度】(4月1日時点)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員数(人)	0	0	0	0	0	0	0
入所者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
1,2歳児入所率	-	-	-	-	-	-	-

【令和〇年度】(4月1日時点)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員数(A)							0
入所者数							0
1,2歳児入所率	-	-	-	-	-	-	-

【令和〇年度】(4月1日時点)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員数(A)							0
入所者数							0
1,2歳児入所率	-	-	-	-	-	-	-

2 事業の申し込みの背景・目的

3 建物・設備の概要

(1) 現在の土地の状況

敷地面積	0.00㎡
所有・賃借の別	

(2) 現在の建物の状況

構造		竣工年月日	0年	0月	0日
園庭面積	0.00㎡		(築後 年経過)		
所有・賃借の別		施設整備時における 国庫補助の活用状況	国・県・市の補助金の有無		
			補助年度	0年	
			補助金額	0円	

(3) 改修対象設備等の状況

対象設備名	設置年 ↓選択 ↓数字を入力	経過年数 ※自動計算	耐用年数 ※市確認欄	対象設備の使用状況・保育等への影響等

対象設備名は、出来る限り具体的に記載してください。

(4) 補助事業のスケジュール

契約予定年月日	年 月 日
着工予定年月日	年 月 日
完成予定年月日	年 月 日

(5) アスベスト対策 ※改修する範囲のみ

ア アスベストの使用について

使用している	
使用していない	

→

必要な手続きの確認	
関係法令	

イ 調査年月日

調査年月日	年 月 日
-------	-------

ウ 工事着工前の必要手続きの予定(アで「使用している」に○をした場合のみ回答)

特定粉じん排出等作業届出の提出	年 月 日
工事着手にかかる事前届出の実施	年 月 日

エ 工事の際の職員・園児の安全性確保の方法(アで「使用している」に○をした場合のみ回答)

--

4 事業費内訳

項目		金額	備考
設備 改修	老朽設備等の工事費	0円	
		0円	
		0円	
		0円	
保育室 改修	間仕切り等の工事費	0円	
		0円	
		0円	
		0円	
その他	物品購入	0円	
		0円	
		0円	
		0円	
合計(A)		0円	

5 財源内訳

区分		金額	備考
横浜市民間保育所等中規模改修補助金(B)		0円	別添「概算事業費・補助金算出表」
自己資金		0円	
寄付金(C)		0円	
借入金(D)		0円	
その他		0円	
		0円	
		0円	
		0円	
合計(A)		0円	

6 寄付金内訳

寄付者氏名	年齢	法人との関係	金額	備考
			0円	
			0円	
			0円	
合計(A)			0円	

- ・法人との関係は、理事長・理事・監事・評議員等を記入してください。
- ・寄付者ごとに必要な資料(別添「事業計画書に必要な書類一覧」を参照)を添付してください。

7 借入金内訳

借入先	金額	利息	計	償還年限	年間償還金額
			0円		
			0円		
			0円		
合計	0千円 ←(D)		0円	←(E)	

8 借入金の償還財源

寄付者氏名	年齢	法人との関係	金額	前年の課税所得(個人の場合)
法人預金等 (※)				0円
寄付 金	甲		0円	
	甲		0円	
	甲		0円	
合計				0円
丙			円	
丙			円	
丙			円	

- ・借入金償還計画表(記入例は別紙)を添付してください。
- ・寄付者ごとに必要な資料(「添付資料一覧」参照)を添付してください。
- ・個人からの寄付による場合は、年間の寄付額を課税所得の1/4以下としてください。
- ・丙は連帯保証人です。
- ・(※)保育所委託費から支出し償還する場合には、保育・教育運営課との協議が必要です。

各室面積表

(1) 保育室等の部屋数及び面積

区分	部屋数	改修前			改修後		
		壁芯面積	内法面積	有効面積	壁芯面積	内法面積	有効面積
0歳児室							
1歳児室							
乳児計	0	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
2歳児室							
3歳児室							
4歳児室							
5歳児室							
遊戯室							
幼児計	0	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
小計	0	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
一時保育室			—	—		—	—
調理室			—	—		—	—
調乳室			—	—		—	—
事務室			—	—		—	—
医務室			—	—		—	—
子育て支援スペース			—	—		—	—
便所			—	—		—	—
保育士休憩室等			—	—		—	—
その他			—	—		—	—
小計	0	0.00㎡	—	—	0.00㎡	—	—
合計	0	0.00㎡	—	—	0.00㎡	—	—
敷地面積							
建築面積							

(注) 壁芯面積・内法面積・有効面積は、小数点第3以下を切り捨てて処理してください。

有効面積とは、内法面積から造り付け・固定造作物、ピアノを除いた面積です。

第7号様式（第17条）

第 号
年 月 日

様

横浜市 長

印

〇〇年度横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告のありました横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

- 1 補助金確定額
¥ . —
- 2 施設・事業所の種類
- 3 施設・事業所の名称

（事務担当）

請求書番号						
-------	--	--	--	--	--	--

請求書

¥

. —

〇〇年度横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金として上記の金額を請求します。
 (施設名称：)

年 月 日

所在地

請求者 法人名

代表者職氏名

印

(請求先)

横浜市 長

振込先	金融機関名称	銀行 支店
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

(請求者と口座名義人が異なる場合)

本件振込みについては、上記名義人あて振込み願います。

法人名

代表者氏名

印

(留意事項)

請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

（申請先）

横 浜 市 長

所在地
法人名
代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け〇〇第〇〇号により交付決定を受けた〇〇年度横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

- 1 横浜市から交付された補助金等の確定額
¥ . —
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
¥ . —
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
¥ . —
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
¥ . —
- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（別紙）
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

(別紙)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 代表者職氏名

3 施設名

4 施設の所在地

5 補助事業名

〇〇年度横浜市民間保育所等中規模改修事業

6 補助金確定額

¥ . -

7 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

¥ . -

8 概要

(仕入控除税額がない場合)

当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

(仕入控除税額がある場合)

7の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分	課税仕入	課税売上	非課税売上	共通	非課税仕入	合計
		対応分	対応分	対応分		
経費の内訳						
	計					

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

(法人名)
(代表者職氏名)

横 浜 市 長

印

〇〇年度横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金額再確定通知書

年 月 日付 第 号をもって額の確定をした 年度横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金について、年 月 日付で消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書が提出されたことから、横浜市補助金等の交付に関する規則第 15 条の規定に基づき、次のとおりその額を再確定したので通知します。

併せて、確定した補助金返還額について、所定の期日までの返納を依頼します。

- 1 施設・事業所等の概要
種類：
名称：
- 2 補助金既確定額
¥ . —
- 3 補助金再確定額
¥ . —
- 4 補助金返還額
¥ . —
- 5 補助金返納期限
別添「納付通知書」記載のとおり